

ビットキャッシュ加盟店約款

ビットキャッシュ加盟店約款（以下、「本約款」といいます。）は、ビットキャッシュ株式会社（以下、「BC」といいます。）と、BCが提供するビットキャッシュ決済サービスを利用する加盟店の間に適用されるものとし、加盟店は、予め、本約款に同意するものとします。

第1章 総則

第1条（定義）

本約款では、以下のとおり用語を定義します。

（１）「ビットキャッシュ」

BCが発行する資金決済法第3条第5項に定める第三者型前払式支払手段をいいます。

（２）「ビットキャッシュ決済サービス」

ビットキャッシュを利用して決済できるBCが提供するサービスをいいます。

（３）「本システム」

ビットキャッシュ決済サービスを実現するためのハードウェア及びソフトウェアをいいます。

（４）「加盟店」

本約款に同意した法人又は個人をいいます。

（５）「加盟店サイト」

加盟店が運営するウェブサイト又はアプリケーションをいいます。

（６）「店舗ID」

BCが、加盟店サイトを識別するため、加盟店サイト毎に定めるIDをいいます。

（７）「商品等」

加盟店が、加盟店サイトでビットキャッシュ決済サービスを利用して提供する商品及びサービスをいいます。

（８）「ユーザ」

ビットキャッシュ決済サービスを利用して加盟店サイトで商品等を購入又は提供される法人及び個人をいいます。

（９）「決済対象取引」

ビットキャッシュ決済サービスを利用するユーザ・加盟店間の取引をいいます。

（１０）「月間売上総額」

加盟店が、当月の決済対象取引により、ユーザから支払いを受けるべき金額の総額をいいます。

（１１）「販売代理店」

BCとの契約等に基づいて、ビットキャッシュをユーザに販売することができる事業者（コンビニエンスストア等）をいいます。

(12) 本契約

本約款に基づいて BC・加盟店間で成立する契約をいいます。

第2条 (本約款の目的)

本約款は、加盟店が、ビットキャッシュ決済サービスを利用する場合の遵守事項を明らかにし、ビットキャッシュの健全な利用を実現することを目的とします。

第3条 (本契約の成立)

本契約は、加盟店が BC に対し、BC が指定する加盟店申込書を提出し、BC がこれを承諾する旨の通知をした時点で成立します。

第4条 (本約款の変更)

1. BC は、本約款を自己の裁量により変更できるものとします。BC は、本約款を変更する場合には、加盟店に対し、BC が適当と認める方法により当該変更内容及び効力発生日を事前に通知するものとします。加盟店は、異議なく効力発生日が経過した場合には、本約款の変更に同意したものとみなします。
2. 変更後の本約款は、BC が指定するウェブサイトで確認することができます。

第2章 ビットキャッシュ決済サービス

第5条 (BC・加盟店間の基本的な法律関係)

1. BC は加盟店に対し、ビットキャッシュ決済サービスを提供します。
2. 加盟店は前項の対価として、別途、BC・加盟店間で書面により合意した決済手数料を支払うものとします。

第6条 (ビットキャッシュ決済サービスに附帯するサービス)

BC は加盟店に対し、以下のサービスを提供します。

- (1) ビットキャッシュの発行・販売（販売代理店を通じて販売する場合を含む）
- (2) 月次売上報告書の電子メールによる提出
- (3) 本システムの運用・保守
- (4) 本契約成立時における加盟店登録作業
- (5) テスト用ビットキャッシュ（店舗 ID が決済可能であるか否かを確認するためのカード）の発行
- (6) 店舗 ID とパスワードの発行（加盟店サイト毎に店舗 ID とパスワードを1組発行）
- (7) 本システムに接続するためのサンプルソフトウェアの貸与

第7条 (第三者への委託)

BC は、ビットキャッシュ決済サービス及び前条各号に定めるサービスの全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第8条（ビットキャッシュ決済サービスの法的性質）

1. ビットキャッシュ決済サービスの法的な性質は、免責的債務引受とし、加盟店・ユーザ間の契約が締結され、ビットキャッシュ決済サービスを利用するユーザの当該ビットキャッシュの残高が減少したことを意味する情報が、本システムに保存された時点で、BCは、決済対象取引により発生するユーザの加盟店に対する支払債務のみを引き受けるものとし、加盟店はユーザに対し、商品等の対価を請求することができなくなるものとします。
2. BCは、ユーザの支払債務を引き受けた時点で、ユーザが加盟店に対して主張できたすべての抗弁を、加盟店に対抗することができるものとします。

第9条（売上額及び決済手数料の支払い）

1. BCは加盟店に対し、毎月末日を締切日とし、翌月10日までに、BCが所定する方法により、精算書を通知するものとします。
2. BCは加盟店に対し、前項の通知日が属する月の翌月末日までに、月間売上総額から決済手数料等とその消費税等を加算した金額を控除した金額を加盟店が指定する銀行口座に振込支払うものとします。BCが源泉徴収する場合は、支払額から源泉所得税を控除した金額を振込支払うものとします。この手続きにより、加盟店のBCに対する決済手数料の支払いが完了したものとみなします。なお、売上額及び決済手数料等の支払いの精算にあたり、BCが振込を実施する場合には、事務手数料（振込手数料を含む。）として1,000円（消費税等別）を別途徴収するものとします。但し、国内の銀行口座以外に振込を実施する場合には、BCが指定する手数料を別途徴収するものとします。

第10条（支払額の確定）

1. BCが第9条1項に基づいて通知する精算書の内容に誤りがある場合、加盟店はBCに対し、精算書の受領日から10日以内に誤りの内容を通知するものとし、この場合は、BCと加盟店との協議に基づいて支払額を決定します。
2. 前項に基づく通知がない場合、加盟店は支払額に同意したものとみなします。

第11条（支払いの停止）

1. 加盟店について、本約款第20条1項各号又は第21条各号、第24条2項（7）ないし（9）に該当する事由が発生した場合、BCは、当該加盟店が運営する全ての加盟店サイトに関する、本約款第9条2項に基づく一切の支払いを留保できるものとします（以下、支払いを留保した金額を「留保金」といいます。）。
2. 前項の場合において、加盟店はユーザとの紛争解決に努めるものとし、紛争を解決した場合、BCに対し、直ちに、合理的な根拠（例えば、和解合意書等）を添付して報告するものとします。
3. BCは、前項の報告日から1ヶ月間、支払留保できるものとします。但し、BCが、当該加盟店とユーザとの間に、他にも紛争が発生するおそれがあるものと判断した場合、BCの裁量により、BCが適切であると判断した期間、支払留保期間を延長することができるものとします、加盟店はBCの判断に従うものとします。

4. 本条1項の場合、BCは、ユーザ・加盟店間又はユーザ・BC間の紛争を解決するために必要であると判断した場合、BCは留保金の全部又は一部を解決金としてユーザに支払うことでユーザとの紛争を解決することができるものとします。この場合、BCは、解決金相当額を控除した金額についてのみ、加盟店に対する支払い義務を負うものとします。但し、BCが、当該加盟店とユーザとの間に、他にも紛争が発生するおそれがあるものと判断した場合、BCの裁量により、BCが適切であると判断した期間、支払留保期間を延長することができるものとし、加盟店はBCの判断に従うものとします。

第12条（決済手数料の変更）

BCは加盟店に対し、30日以上予告期間を設けることで、決済手数料を変更することができるものとします。

第13条（ビットキャッシュ決済サービスの中断）

1. BCは以下の場合、ビットキャッシュ決済サービスの全部又は一部を中断することができるものとします。
- （1）BCが本システムの定期的な点検・補修を行う場合
 - （2）BCが本システムで使用しているソフトウェア又はハードウェアの障害を確認した場合又はそのおそれがあると判断した場合
 - （3）火災、地震、停電、労働争議、その他の不可抗力事由による場合
 - （4）ビットキャッシュ決済サービスで使用する通信回線の利用が不可能な場合
 - （5）ビットキャッシュ決済サービスの内容を変更する場合
 - （6）その他、BCがビットキャッシュ決済サービスの適切な運用のために必要であると判断した場合
2. BCは、本条第1項各号のいずれかに該当する場合、加盟店に対し、一切責任を負わないものとします。

第3章 加盟店の義務・禁止事項

第14条（法令遵守義務）

加盟店は、決済対象取引において、以下の法令を遵守するものとします。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）
- （2）特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）
- （3）消費者契約法（平成12年法律第61号）
- （4）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- （5）不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
- （6）その他、加盟店が提供するサービスに応じて遵守すべき法令（行政機関による告示・通達を含む）

第15条（情報システム構築義務）

1. 加盟店は、自己の費用と責任において、本システムと連動して、本契約の遂行に必要な

となる諸データの受け渡し等が可能となるシステム環境を構築、維持するものとし
ます。

2. 加盟店は、前項の作業を実施するにあたり、BC から提供されたサンプルソフトウェアを利用することができるものとします。但し、当該サンプルソフトウェアを採用する
否かは、加盟店の裁量に委ねられるものとし、当該サンプルソフトウェアの瑕疵等によ
って発生した損害、法律上の不利益について、BC は一切責任を負担しないものとしま
す。

第16条（店舗 ID 等の管理義務）

1. 加盟店は、BC から受領した店舗 ID とパスワードを善良なる管理者としての注意義務を
もって管理するものとします。
2. BC が加盟店に対して発行した店舗 ID とパスワードによってなされた行為は、加盟店の
行為とみなし、加盟店は、当該店舗 ID とパスワードによってなされた行為に関し、一
切の責任を負担するものとします。
3. 加盟店は、店舗 ID 又はパスワードを第三者に譲渡、貸与、使用許諾する等、第三者が
使用可能となる行為をしてならないものとします。
4. BC が、本約款第6条（5）に基づいて発行したテスト用ビットキャッシュを善良なる
管理者としての注意義務をもって管理するものとします。

第17条（商品等の販売、表示等に関する義務）

1. 加盟店は、自己の責任と費用において、商品等の告知に関する企画・制作を行い、商品
等を BC が指定する加盟店申込書又は販売商品・追加変更届出書に記載し、ユーザに対
して提供する前に、BC の承諾を得なければならないものとします。
2. 加盟店は、通信販売等の運用方法、申込受付方法、取り扱う商品等に変更が生じる場合、
事前に、BC に届け出るものとし、BC の承諾を得るものとします。
3. 加盟店は、加盟店サイトにおいて、BC から提供された BC のロゴマークを掲載しなけれ
ばならないものとします。
4. 加盟店は、決済対象取引において、消費者契約法を遵守し、予想されるトラブルについ
て、ユーザが一方的に不利とならないようにしなければならないものとし、また、加盟
店が責任を負わない範囲について、ユーザが事前に理解できるように明示しなければ
ならないものとします。
5. 加盟店は、決済対象取引において、特定商取引法を遵守し、商品等の購入の申込、及び
これに対する加盟店の承諾の方法について、ユーザが、事前に理解できるように明示し
なければならないものとします。また、加盟店は、情報の二重送信や誤入力が生じない
よう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じるものとします。
6. 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手など、法令その他規制(自
主規制を含む)により許認可又は届出が義務づけられている商品等を提供する場合、当
該商品等の提供を開始する前に、BC に対し、当該監督機関から交付された営業許可証
等の写しを提出する等して、当該商品等の提供が認可されたこと証明するものとしま
す。

第18条（BCの要請に基づく報告義務、立入調査の受任義務）

1. 加盟店は、BCから加盟店の運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、直ちに、これに応じるものとします。
2. 加盟店は、ユーザとのトラブルについて、弁護士、消費者庁、国民生活センター、消費者センター、捜査機関、裁判所及び、これらに類する公的な機関から問合せがあった場合、直ちにBCに報告するものとします。
3. BCは、加盟店が、本契約に違反した場合、又はそのおそれがあると判断した場合、加盟店の業務時間内において、加盟店の事業所内に立ち入り、本契約の遵守状況を確認することができるものとします。この場合、加盟店は、BCからの求めに速やかに応じるものとします。

第19条（ユーザに対する誠実対応義務）

1. 加盟店は、ユーザからの苦情、問い合わせ、クレーム、請求、紛争等（以下、「クレーム等」といいます。）に対する窓口に関する情報（以下、「窓口情報」といいます。）をBCに届け出るものとします。
2. 加盟店はユーザに対し、窓口情報を、加盟店サイトにおいて、わかりやすく明示し、クレーム等に対し速やかに対応するものとします。
3. 加盟店は、電話、電子メール、FAX等で、営業時間中は、クレーム等を受理する体制を自己の費用と責任において整備するものとし、迅速にクレーム等を処理するものとします。
4. 決済対象取引に関する不法行為、債務不履行、無効、取消し、解除、解約、不成立、商品等の瑕疵、広告の解釈、アフターサービスの内容等をめぐるクレーム等が生じた場合、加盟店は、自己の費用と責任において誠実に対応するものとし、BCに一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとします。
5. BCがユーザからのクレーム等に対応せざるを得なくなった場合、BCは、加盟店に対し、クレーム等の対応にかかる費用（BCが現実に支払った弁護士費用の全額を含む）全額を請求することができるものとします（当該クレーム等対応の原因がBCの故意又は重大な過失に基づく場合を除く。）。また、この場合、BCは、第9条2項に基づく支払額から、クレーム等の対応にかかる費用全額を控除することができるものとします。
6. BCはユーザに対し、加盟店の窓口情報を、BCのウェブサイトで掲示する等、BCが適当であると判断した方法により開示することができるものとします。
7. BCがユーザから商品等に関するクレーム等を受理した場合、BCは加盟店に対し、クレーム等の対象となっている商品等を提示させ、又は、説明させることができるものとします。この場合、加盟店は、直ちにに応じるものとします。

第20条（禁止事項（一般））

1. BCは、加盟店による以下の各号の行為をし、又は、各号の行為に該当するおそれがあることを禁止します。
 - （1）第14条各号に掲げる法令以外の法令（各業界における自主規制、行政機関の告示、通達、条例を含む）に違反する行為
 - （2）犯罪行為

- (3) ビットキャッシュ決済サービスで使用するデータを改ざんする行為
 - (4) ビットキャッシュを不正に取得する行為
 - (5) ビットキャッシュ決済サービスを商品等の提供以外の目的で使用する行為
 - (6) 有害なプログラム（コンピュータウイルス）を本システム又は第三者に送信又は書き込む行為
 - (7) 本システムの運用に支障を及ぼす行為
 - (8) BC 又は第三者の権利（著作権、商標権、意匠権、特許権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、財産権等を含むがこれに限られない）又は法律上の利益を侵害する行為
 - (9) 無限連鎖講（いわゆるねずみ講）を開設する行為又は勧誘する行為
 - (10) BC の名誉又は信用を毀損し又は業務を妨害する行為
 - (11) ビットキャッシュ決済サービスの信用を毀損する行為
 - (12) ユーザからの申込みに対し、正当な理由なく、申込みを拒否し、他の支払方法を要求し、又は、他の支払方法と異なる代金の支払いを請求する等の差別的な取扱をする行為
 - (13) BC の事前の承諾なく加盟店サイトにおいてビットキャッシュ決済サービスの取扱いを中止する行為
 - (14) BC が、ユーザに対し、法令に基づく払戻し又は損害賠償、補償その他の金員の支払いを行わざるを得ない事態（法令上の義務がある場合に限らず、慣習上支払いを行わざるを得ない場合を含む）を生じさせる行為
 - (15) 店舗 ID を加盟店サイトでないサイトで使用する行為
 - (16) ユーザが保有又は管理しているビットキャッシュのひらがな ID の提示を求める行為（但し、ビットキャッシュ決済サービスの利用時を除く）
 - (17) 本契約に基づく権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、もしくは貸与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の処分行為
 - (18) 前各号に掲げる他ビットキャッシュ決済サービスの運営を妨げる行為
2. BC は加盟店が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合、加盟店に対し、前項各号の行為を速やかに停止又は是正するよう求めることができるものとします。この場合、加盟店は速やかにこれに応じるものとします。

第21条（禁止事項（商品等））

BC は、ビットキャッシュ決済サービスを利用して、加盟店がユーザに対し、以下のいずれかに該当する商品等を提供することを禁止します。

- (1) 法令（刑法、銃刀法、売春防止法、麻薬取締法、公職選挙法等を含むがこれに限られない）又は条約（ワシントン条約等を含むがこれに限られない）の定めに違反する商品等
- (2) 生き物
- (3) 犯罪行為を組成する又は犯罪行為を惹起するおそれがある商品等
- (4) 生命又は身体に危険をおよぼすおそれがある商品等
- (5) 猥褻な商品等
- (6) 通常人に嫌悪感をおぼえさせる商品等

- (7) 通常人の射幸心をあおる商品等
- (8) 偽造又は変造された商品等
- (9) 詐欺的な商品等
- (10) 第三者の権利（著作権、商標権、意匠権、特許権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、財産権等を含むがこれに限られない）又は法律上の利益を侵害する商品等
- (11) 機能及び品質に瑕疵のある商品等
- (12) 公序良俗に反する商品等
- (13) 有害プログラムを含んだ商品等
- (14) BC 又は第三者を誹謗、中傷又は差別する商品等
- (15) 加盟店申込書又は販売商品追加・変更届出書に記載されていない商品等
- (16) その他、BC が不適切と判断した商品等

第4章 免責・非保証

第22条（免責）

1. BC は加盟店に対し、本契約について、損害賠償責任等の法律上の責任を一切負わないものとします。但し、BC の故意・重過失による場合、又は、消費者契約法が適用され本項第1文が無効となる場合は、この限りではないものとします。
2. 前項の但し書により、BC が加盟店に対し、損害賠償義務を負う場合であっても、上限額は、損害発生日から遡って、過去6ヶ月間に、BC が加盟店から本約款第9条2項に基づいて支払われた決済手数料額の総額とします。

第23条（非保証）

BC は、加盟店に対し、本契約に明記されている事項以外、何ら保証するものではないものとします。

第5章 本契約の終了

第24条（契約の解約）

1. 加盟店が本約款に違反し、BC が相当な期間を定めて催告を行ったにも拘らず相当な期間内に是正されない場合、BC は、本契約を解約し、又は、ビットキャッシュ決済サービスの利用を停止できるものとします。
2. 加盟店が次の各号に掲げる事由に該当した場合、又はそのおそれがある場合、BC は、何等の通知、催告をすること無く直ちに本契約を解除し、又は、ビットキャッシュ決済サービスの全部又は一部の利用を停止その他の必要な措置をとることができるものとします。
 - (1) ビットキャッシュ決済サービスの利用を申込みするのに際し、虚偽の届出を行っていた場合

- (2) 自ら振り出した若しくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合、その他支払停止になった場合
- (3) 差押・仮差押・仮処分 of 申立又は滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立を受けた場合又はこれらの申立を自らした場合、私的整理による会社再建の申請又は手続きがなされた場合、合併等企業再編によらず解散した場合
- (4) (2) (3) の他、財政状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
- (5) 営業を停止したとき、又は所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
- (6) 連絡が1週間以上取れない場合
- (7) 刑法違反の疑いにより警察あるいは検察当局の捜査の対象とされた場合
- (8) ユーザとのトラブルについて、弁護士、法律事務所、消費者センター、捜査機関、及び、これらに類する公的な機関から加盟店の不法行為又は債務不履行を前提とする問合せがあった場合（現実に加盟店にユーザに対する不法行為又は債務不履行が成立するか否は問わない。）
- (9) 本約款に違反した場合
- (10) 決済対象取引が1ヶ月以上存在しない場合
- (11) 加盟店が包括承継（合併、会社分割等）された場合
- (12) 加盟店の株主の変更により、会社支配権が変更された場合

第25条（反社会的勢力）

1. BC 及び加盟店は相手方に対し、以下の各号を保証するものとします。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体又はこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
- (2) 自らの役職員が、本契約に関し、著しく粗野又は乱暴な言動を用いて不当な要求を行わないこと。
- (3) 反社会的勢力に対する資金提供その他の行為を行うことを通じて、意図して反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していないこと。
- (4) その知る限りにおいて、その特別利害関係者（実質的な支配権を有する株主、役員、及びその配偶者、並びにこれらの者が発行済株式数の過半数を所有する会社）が前各号に反しないこと。

2. 加盟店が前項の各号に違反した場合、BC は本契約を直ちに解除し、当該加盟店が運営するすべての加盟店サイトにおけるビットキャッシュ決済サービスの利用を終了させることができるものとします。本項に基づく解除により加盟店に損害が発生した場合であっても、BC は当該損害を賠償する責を負わないものとします。

第26条（期限の利益）

本契約が、第24条又は第25条に従って解除された場合、加盟店は、当然に期限の利益を喪失するものとし、加盟店はBC に対し、直ちに、一切の債務を履行するもの

とします。

第27条（中途解約）

BC 又は加盟店は、書面により3ヶ月前までに相手方に通知することにより、いつでも本契約を解約することができるものとします。本条に基づく解約によって相手方に直接の損害が発生する場合、BC 及び加盟店は当該損害の負担について協議するものとします。

第28条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結の日より2年間とし、その期間満了の日より3ヶ月前までにBC 又は加盟店の書面による更新拒絶の意思表示が無いときは、さらに同条件で2年間延長するものとし、以後も同様とします。
2. 前項にかかわらず、ビットキャッシュ決済サービスの最後の利用から2年を経過した場合、本契約は自動的に終了するものとします。

第29条（契約終了時の措置）

1. 本契約が終了した場合、加盟店は、直ちに以下の措置を講じるものとします。
 - （1）本契約を前提とした商品等の告知、取引誘因行為の中止
 - （2）BC から提供された貸与品（本約款第15条2項に基づいてBC から提供されたサンプルソフトウェア及びその改変物を含む）の使用停止、及び、BC の指示に従った消去又は返却
 - （3）加盟店サイトに掲載したBC のロゴマークの削除
2. 前項の規定にかかわらず、本契約の終了以前に、加盟店がユーザから商品等の購入の申込を受け付け、本システムにおける当該ユーザの保有するビットキャッシュの残高が減少した旨の情報が記録された決済対象取引については、本契約の終了後においても本契約に従って加盟店、BC ともに、これを履行するものとします。
3. BC は、本契約が終了した場合、貸与したソフトウェア、店舗ID、パスワード等を無効化し、BC の責任において加盟店登録を抹消するものとします。
4. BC 及び加盟店は、相手方から受領した秘密情報に関し、相手方の指示に従い、返却又は廃棄するものとします。

第6章 一般条項

第30条（秘密保持）

1. BC 及び加盟店は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本契約に基づき知り得た相手方固有の業務上、技術上、営業上、その他一切の有用な情報であって、秘密である旨を明示した情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、第三者に開示、漏洩しないものとします。但し、法令に基づき行政官庁又は裁判所から開示を求められた場合には、その求めに応じて必要最小限の範囲で秘密情報の開示を行うことができるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、開示を受けた当事者が、次の各号のいずれかに該当することを証明できる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法かつ正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
3. 第1項の第三者とは、BC 及び加盟店の役員・従業員並びに BC 又は加盟店が指定し相手方が同意した者以外の者とし、但し、監査法人、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、格付機関その他の専門家であって、その職務上秘密情報の開示を受ける必要のある者のうち、開示を行う者に対して本条と同等の秘密保持義務を負う者も第三者に含まれないものとします。
4. BC は、加盟店の了解を得ずして、ビットキャッシュ決済サービスにおいて処理されるデータを第三者に対し、開示しないものとします。但し、次の各号に該当する場合についてはこの限りではないものとします。
 - (1) ユーザの同一性確認（本人確認）のために用いる場合。
 - (2) ユーザ又はユーザ代理人からの問合せに対応する場合
 - (3) 加盟店からの問合せに対応する場合
 - (4) ユーザ・加盟店間の紛争、BC・加盟店間の紛争処理（訴訟における証拠としての提出を含む）のために用いる場合。
 - (5) 法令又は政府当局若しくは裁判所の命令に従うために開示する場合。
 - (6) 個々のユーザを特定しない形で統計的データを開示する場合。
5. 前各項にかかわらず、BC は、BC の親会社、子会社、関連会社その他の関係会社（いずれも財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定義される意味を有するものとし、以下本条において「グループ会社」といいます。）に対して、加盟店の秘密情報を開示することができるものとします。この場合、BC は、開示を受けるグループ会社に対し、本条と同等の秘密保持義務を課すものとします。
6. 第1項から第4項までの規定にかかわらず、BC 及び加盟店は、自己の業務を第三者に委託するに当たって、当該第三者に相手方の秘密情報を開示することが必要不可欠であるときは、当該第三者に対し、相手方の秘密情報を開示できるものとします。本項に基づく開示を行う当事者は、委託先である当該第三者に本条と同等の秘密保持義務を課すと共に、当該第三者にこれを遵守させるものとし、かつ当該第三者の行為に関し、連帯して責任を負担するものとします。
7. BC 及び加盟店は、本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い、相手方から提供を受けた秘密情報を、返却または廃棄するものとします。
8. 本条各項の定めは本契約の終了後、5年間存続するものとします。

第31条（通知）

1. BC から加盟店に対する通知、支払明細書等の送付等は、別段の定めのある場合を除き、

加盟店が予め BC に申告したアドレス宛の電子メールにより行うか、又は、BC の裁量により適当な方法で行うものとします。

2. BC から加盟店への電子メールは、加盟店のメールアドレスへの到達をもって加盟店に通知されたものとします。但し、BC が、電子メール以外の他の適当な方法によって通知、送付等を行うときは、文書等が、加盟店に到達した場合に、加盟店に通知されたものとします。
3. 加盟店は、BC からの通知の有無及びその内容を確認するため、加盟店宛での電子メールをその営業日において毎日 1 回は閲覧できる体制を維持するものとし、通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段を BC に通知するものとします。
4. 加盟店は、本契約に基づき BC に届け出た氏名、名称、商号、所在地、又はその他の重要な事項を変更する場合、事前に BC が定めた様式をもって届け出るものとします。
5. 前項の届出が無い場合、BC からの通知、送付書類、その他のものが延着、又は不到達となったときであっても、それらが通常到着すべきときに到着したものと見做すものとします。

第 3 2 条（知的財産権）

1. 加盟店は、商品等をユーザに販売又は提供するために必要となる一切の特許権、実用新案権、商標権、著作権その他の権利（以下「知的財産権」という）処理を事前に実施するものとします。
2. 商品等に関し、第三者から、苦情、問い合わせ、クレーム、請求等（以下、「請求等」といいます。）を受けた場合、加盟店は、自己の費用と責任において、誠実に対応するものとします。
3. BC が第三者からの請求等に対応せざるを得なくなった場合、BC は、加盟店に対し、請求等の対応にかかる費用全額を、請求することができるものとします。
4. 本システムに係る知的財産権は、BC 又は BC に許諾する正当な第三者に帰属するものであり、加盟店に帰属するものではないものとします。

第 3 3 条（損害賠償）

加盟店は、自己の責めに帰すべき事由により BC に損害を与えた場合、BC に生じた一切の損害（BC が現実に支払った弁護士費用の全額を含む）を賠償するものとします。

第 3 4 条（本契約上の譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、BC の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 合併等により、加盟店から本契約上の地位を包括承継する場合、承継日の 60 日前に、BC に通知するものとします。加盟店は BC に対し、BC 所定の書類を提出した上、審査を受けるものとし、審査に合格した場合、ビットキャッシュ決済サービスを利用できるものとします。
3. BC がビットキャッシュ決済サービスにかかる事業を他者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本約款上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びに加盟店の登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、加盟店は、かかる譲

渡につき予め同意したものとみなします。

第35条（協議）

本約款に規定のない事項及び疑義が生じた事項については、民法その他法令に基づき、誠意をもって協議し解決することとします。

第36条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。BC及び加盟店は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために本約款を必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第37条（準拠法）

本約款及びこれに基づく本契約は、日本国の法律を準拠法とします。

第38条（専属的合意管轄）

本約款及び本契約に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成18年6月1日制定・施行

平成27年6月1日改定

令和2年4月1日改定

令和7年2月7日改定